

IEEJ NEWSLETTER

No.180

2018.9.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

〈エネルギー市場・政策動向〉

1. 原子力発電を巡る動向
2. 最近の石油・LNG 市場動向
3. 温暖化政策動向
4. 省エネルギー政策動向
5. 再生可能エネルギー動向

〈地域ウォッチング〉

6. 米国ウォッチング：停滞する新規 LNG（液化）基地への投資決定
7. EU ウォッチング：イベリア半島のエネルギー統合
8. 中国ウォッチング：泥沼化の様相を強める米中貿易戦争
9. 中東ウォッチング：米国との対立が深まるトルコとイラン
10. ロシアウォッチング：欧米の経済制裁とプーチン支持率

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. 原子力発電を巡る動向

米国で進む既設原子力発電所の早期閉鎖を巡る動きに対して、FERC 等による対応策の検討が進められている。中国は自国の原子炉技術標準を確立し、世界標準としていく目標を発表した。

2. 最近の石油・LNG 市場動向

原油・LNG 価格とも現時点では安定的に推移しているが、貿易戦争の激化や新興国景気減速は原油・(特にスポット) LNG 価格双方にとって大きな下落リスクである。

3. 温暖化政策動向

パリ協定の詳細ルールの検討、各国における 2030 年目標の再考、貿易戦争と温暖化政策との関係、日本の長期戦略懇談会の議論等に今後とも注目していく必要がある。

4. 省エネルギー政策動向

経済産業省は 2050 年に世界で販売する日本車の GHG を 80%減とする長期ゴールを策定した。米国は自動車燃費基準の緩和方針を提示、カリフォルニア州の ZEV 規制撤回をも求めている。

5. 再生可能エネルギー動向

6 月に発表されたフランスの水素ロードマップでは、経済合理性に基づいた産業部門における水素初期需要家の特定と水電解市場の拡大を連動させている点に特徴が見られる。

6. 米国ウォッチング：停滞する新規 LNG (液化) 基地への投資決定

米国の新規 LNG (液化) 案件投資が停滞している。米国内のパイプライン輸送能力不足、既存基地の転用ではない純粋な新設案件が増えてくること、貿易戦争の余波などがその要因である。

7. EU ウォッチング：イベリア半島のエネルギー統合

フランス、スペイン、ポルトガルと欧州委員会の首脳が参集して第 2 回エネルギー相互接続サミットが開催され、イベリア半島のエネルギー統合強化を目指すリスボン宣言が調印された。

8. 中国ウォッチング：泥沼化の様相を強める米中貿易戦争

8 月に入ってから、米中通商協議が再開された一方、追加関税合戦が拡大した。貿易戦争が泥沼化の様相を強めている。米国 LNG の対中輸出は大幅減となろう。

9. 中東ウォッチング：米国との対立が深まるトルコとイラン

トルコと米国の政治対立は経済面に拡大し、深刻さを増している。米国の対イラン制裁が再導入され、通貨リアルが暴落した。サウジアラビアの政策的な混乱も拡大している。

10. ロシアウォッチング：欧米の経済制裁とプーチン支持率

ロシアによる生物化学兵器使用に対し、米国は対ロシア経済制裁を強化。他方、独露は Nord Stream 2 実現に向け協議を重ねている。国内ではプーチン支持率に下落が見られる。

1. 原子力発電を巡る動向

7月27日、米国アイオワ州のデュアン・アーノルド原子力発電所 (DAEC : GE 製 BWR、59.7 万 kW) の所有者 NextEra Energy Resources (NEER) 社は、DAEC を 2020 年後半に永久閉鎖すると発表した。同州の公益事業体である Alliant Energy 社が NEER と締結していた DAEC の電力購入契約を 5 年短縮して 2020 年までとするもので、Alliant Energy 社は NEER 社社員への早期退職金として 1 億 1,000 万ドルを支払い、代替として NEER 社所有の風力発電所からの電力を購入し、NEER 社は 2020 年末までに州内の再生可能電源開発に約 6 億 5,000 億ドル投資するという。1975 年 2 月に営業運転を開始した DAEC は 2010 年 12 月、米国原子力規制委員会 (NRC) より 2034 年までの運転期間延長認可を受けており、運転開始後 43 年目の 2017 年の設備利用率は 99%であった。これほど良好な運転実績があり 2030 年代まで運転可能な発電所でも、閉鎖して再生可能電源に投資したほうが経済的に得、と電気事業者が判断したということである。

卸電力価格低迷など厳しい市場環境下、既設炉のこれ以上の早期閉鎖を食い止めるため、米国エネルギー規制委員会 (FERC) は、防衛省・エネルギー省 (DOE) ・国家安全保障局と共同で、「米国にとって重要な (Critical) プラントのリスト」作成を検討している。これは今年 6 月、トランプ大統領から DOE ペリー長官に対し「石炭火力や早期閉鎖の危機にある原子力発電所を含め、緊急時の燃料供給が確実に期待できる発電所の救済措置を取るように」との指示があったことに基づくもので、全米で何 GW の発電所がリストアップされるか等の詳細は不明である。長期的に米国のエネルギー安全保障に貢献すると期待されている既設炉の相次ぐ早期閉鎖に関係者が危機感を募らせていることが伺える興味深い動向であり、今後の展開を注視したい。

8月9日、中国国務院は「原子炉の標準化作業の強化に向けた指導意見」を発表し、中国の自主開発による原子炉の技術標準 (Technical Standards) を 2019 年までに確立し、これを世界標準としていく目標を明らかにした。2022 年までには国内新設プロジェクトの大半にこの標準を採用し、2027 年には世界の原子炉の標準化分野において牽引役を担えるよう努めていく、としている。原子炉技術の標準化の取り組みとしては OECD 原子力局における多国間設計評価プログラム (MDEP) などが既があり、中国も参加しているが、先進国主導の取り組みにおいて非 OECD である中国が主導権を取る機会はずない。中国としては MDEP に協力するより、独自の標準を作り、それで国際展開するほうが現実的で確実だという計算であろう。理想論より実績がものを言う典型事例といえる。

8月10日、中国電力が島根 3 号機の新規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請した。建設中プラントとしては電源開発・大間に続く 2 基目となる。審査の行方を見守りたい。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

2. 最近の石油・LNG 市場動向

7 月中旬からの原油価格の膠着状態が継続している。Brent 価格は 7 月初旬に 80 ドル/バレル近くまで上昇した後、同月中旬には 72 ドル/バレルにまで下げ、8 月下旬時点では 75 ドル/バレル前後で推移している。価格弱含みの最も大きな理由は米中貿易戦争激化に関する懸念である。米中次官級による通商協議の再開に期待が集まっているが、貿易戦争激化は現時点における原油価格値下げ要因の最たるものである。

最大の石油生産・消費国である米国の需給も弱含んでいるように見える。ドライビングシーズンも終盤であるが、ガソリン需要は前年割れで推移している。石油生産量は堅調であり、商業在庫量が増加する兆候が見られる。掘削済未仕上げ杭井数は過去最大を更新し続けており、現在の価格水準であれば、増産基調の維持には充分である。従って、短期的には米国需給も価格下落要因となり得るだろう。

サウジアラビアの原油生産量は、6 月に前月比 43 万バレル/日も増加したが、7 月は前月比 11 万バレル/日減少し、市場に波紋を投げかけている。6 月の増産はトランプ政権による増産要請に応えたものであり、7 月以降も増産基調が継続するという見方が一般的であったが、実際には減産となったのは、価格の下支えをする意図の現われという見方もある。米国による対イラン制裁の再開及びイラン産石油輸入停止要請を受けて、イランが相当程度減産することが不可避な状況において、サウジアラビアがどの程度埋め合わせるのかは、貿易戦争の帰趨と並んで今年及び来年の原油需給及び価格へ最も大きな影響を及ぼす要因であり、今後とも注目する必要がある。

一方、国際ガス価格は、8 月に入って、日本向けスポット LNG 価格が MMBtu 当たりで 10 ドル、米ヘンリーハブ価格は同 3 ドル、英 NBP 価格は 8 ドル程度となっている。LNG 市場全体では供給過剰状況が続いているが、近年は中国等新興国の旺盛なスポット需要がしばしばスポット価格高騰の要因となってきた。LNG 取引の大半は依然として長期契約によるものであり、スポット価格が LNG 市場全体の需給を反映しているわけではないが、今冬の LNG スポット市場に関しては、貿易戦争や米欧の金融引き締めが新興国 LNG スポット需要にどのように影響するかが注目される。

中国のスポット LNG 需要変動程度は、気候要因以外では、貿易戦争激化によって現実味が増してきた景気減速による需要減圧力と、貿易戦争対応のための景気刺激策による需要増圧力とのせめぎ合いによるだろう。また、中国が米国産 LNG にも高関税をかける方針であることを踏まえ、LNG フローにも影響が出ることになる。トルコショックによって新興国株価や通貨が下落しているが、中国のみならずインド、エジプト、ヨルダンといったスポット調達比率が高い新興 LNG 輸入国の実体経済が減速すれば、スポット LNG 需要増加が抑えられ、スポット LNG 価格下落につながる可能性もある。

(化石エネルギー・国際協力ユニット 石油グループマネージャー 森川 哲男)

3. 温暖化政策動向

6 月 21 日、EU の一部やカナダなど 23 カ国がパリ協定の 2030 年目標を再考し、引き上げる可能性を掲げた共同宣言を発表した。EU、中国及びカナダが主催した第 2 回気候行動に関する閣僚会議 (MOCA) の場で発表された。宣言の署名国は、マーシャル諸島、EU の 8 カ国、カナダ等であり、中国やポーランドは宣言に署名しなかった。前日の 6 月 20 日には同じく MOCA で、カニエテ気候行動・エネルギー担当欧州委員が、6 月 14 日の再生可能エネルギー改正指令及び 6 月 19 日の省エネルギー改正指令の合意を受けて、EU は 2030 年 GHG 排出削減目標を 1990 年比 40%削減から 45%削減に引き上げる予定であると述べていた。ただし、EU の目標の変更は加盟国の受諾が必要である。

米・EU 間の貿易戦争が激化する中、6 月 25 日の EU 環境閣僚理事会に、フランス政府から、パリ協定の遵守を EU 貿易協定の要件として追加する提案が示された。マラムストレーム貿易担当欧州委員も、パリ協定への参加がヨーロッパと自由貿易協定を結ぶ前提条件であると述べた。さらに、輸入品に炭素ベースの国境調整税を課すべきとの議論も報じられた。そのような中、7 月 17 日、日・EU 経済連携協定が東京で署名された。EU が署名した、パリ協定に関する条項をもつ初めての貿易協定となったことも注目を集めた。ただし、パリ協定条項といっても、内容としては、パリ協定の目的達成に向けて協働を約束すること、低排出型発展等への移行に対する貿易の貢献の促進に協力しなければならないことなどを規定するに過ぎない。また、パリ協定条項は、貿易戦争のために追加されたものではなく、2017 年 12 月の交渉妥結段階で既に入っていた。米・EU 間の貿易戦争そのものについては、7 月 25 日の米・EU 首脳会談で、通商紛争の激化をひとまず回避することで合意された。

8 月 3 日、日本では、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の第 1 回会合が、首相官邸で安倍総理出席の下、開催された。当該懇談会は、パリ協定に基づく長期戦略の基本的考え方について議論を行うことを目的としており、内山田竹志 (トヨタ自動車会長)、枝廣淳子 (大学院大学至善館教授)、北岡伸一 (座長・国際協力機構理事長)、進藤孝生 (新日鉄住金社長)、隅修三 (東京海上ホールディングス会長)、高村ゆかり (名古屋大学教授)、中西宏明 (経団連会長)、水野弘道 (年金積立金管理運用独立行政法人 CIO)、森雅志 (富山市長)、安井至 (持続性推進機構理事長) (敬称略) の 10 人のメンバーからなる。懇談会は非公開で行うとされており、第 1 回会合は、1 人 2 分の持ち時間で意見表明が行われたのみで、37 分間で終了した。今後のスケジュールは明らかにされていない。

9 月 4 日から 9 日にかけて、タイ・バンコクでパリ協定特別作業部会 (APA) 等が開かれ、引き続きパリ協定を実施するための詳細ルールの検討が行われる。前回会合の非公式ノートの簡素化案等を含む議論を促進するための文書が APA 議長により作成され、8 月上旬に公表されている。今回会合を通じて、これらの文書から交渉テキストにどれだけ近づけられるか注目される。パリ協定の詳細ルールの検討、各国における 2030 年目標の再考、貿易戦争と温暖化政策との関係、日本の長期戦略懇談会の議論等に今後とも注目していく必要がある。

(地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦)

4. 省エネルギー政策動向

7 月 24 日、経済産業大臣が主催し国内自動車メーカーが参加する自動車新時代戦略会議 (以下、戦略会議と略) が中間整理を公表した。戦略会議は長期ゴールを設定、2050 年に向け世界で供給する日本車について一台当たり温室効果ガス排出 8 割程度の削減を目指す。乗用車については、ハイブリッド車を含む電動車が 2050 年に 100% を占めると想定している。中間整理では今後 5 年のアクションをまとめている。具体的には、①産学官の枠を超えたオープンイノベーション促進、②全固体電池の開発やコバルト資源の共同調達、③電池リサイクル市場の創出、に取り組む。アジア諸国の政策担当者が集う会議を今秋開催、連携を強化する予定である。

戦略会議では環境性能に優れた日本車の世界供給に向けたロードマップを今秋公表する。ただメーカーによって技術特性や優先開発分野が異なり、グローバルな企業間連携もあるため、ロードマップが実効性を有するか現状では不透明である。技術革新への継続的助成などロードマップ達成に向けた具体的手段の形成に期待したい。

8 月 2 日、米国の環境保護局 (EPA) と運輸省高速道路交通安全局 (NHTSA) が自動車燃費基準を緩和する方針を打ち出した。同方針では、オバマ政権時代の燃費基準 (2021 年から 2026 年に段階的改善が必要) を凍結、2020 年水準 (12.6 km/liter 相当) を維持するとした。加えて EPA と NHTSA はカリフォルニア州による州内販売自動車の特定割合を電気自動車等の Zero Emission Vehicle (ZEV) とする規制の撤回を求めており、同州はあらゆる法的手段を使い争うとの考えを提示している。

連邦政府の方針に反し、主要な自動車業界の団体である Auto Alliance と Global Automakers は声明を発表、世界的な自動車の電動化に向けた動きは止められないとの認識から 2026 年に向けて段階的に燃費基準の向上を行うことが望ましいとしている。カリフォルニア州への対応をも含め、燃費規制策定に向けた決着には時間を要する見通しで今後の動向への注視を要する。

EU は、乗用車の 2021 年 CO₂ 排出量を 95g/km (24.9km/liter 相当) とする現行目標から、新たな目標として 2030 年に 30%削減 (2021 年比) とすることを検討している。また ZEV が乗用車総販売台数に占める割合を 2025 年に 15%、2030 年に 30% とする方針である。

自動車単体のみならず、充電システム設置についても EU は規制を設ける。本年 6 月に策定された改訂版「建築物エネルギー効率指令 (EPBD: Energy Performance of Building Directive)」では、各加盟国に対して、20 以上の駐車スペースを有する業務建築物で、2025 年までに EV 充電システムの最低設置個数を定めるよう要請している。集合住宅では大規模改修の際、EV 向け充電設備の設置が可能なよう電源回路を予め敷設 (pre-cabling) することを求める。EU は EV を脱炭素化に向けた重要な手段として捉え、建築物において充電インフラを形成、普及の一助とする方針である。

(地球環境ユニット 省エネルギーグループマネージャー 土井 菜保子)

5. 再生可能エネルギー動向

6 月にフランスの環境連帯移行省 (旧エコロジー・持続可能開発・エネルギー省) が「エネルギー転換に向けた水素利活用拡大計画」を公表した。わが国経済産業省の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」と比べて、包括的なものではないが、フランス独自の視点が反映された水素ロードマップとなっている。

本ロードマップは、2015 年に制定された「グリーン成長に向けたエネルギー転換法」の 2030 年の再エネ導入目標の達成や 2050 年の脱炭素化に向けた水素の重要性を強調している。また、3 つのアクションプランが時間軸に沿って整理されている。短期的には水電解により製造される水素の産業部門での利用、次は自動車での水素利用、中長期的には Power to Gas (PtG) による再生可能エネルギー由来の水素の貯蔵である。このうち、短期的アクションプランに水素の需要と供給を連動させた特徴が見られる。水素需要に関しては、“Early adopter”として、産業部門において経済性を踏まえた現実的な需要家を特定している点である。また、その需要に対する水素供給源として、将来的な PtG の導入に向けて必須となる水電解技術の早期成熟化を目指している点である。

欧州では、産業部門で主に原料として利用されている天然ガス改質水素から水電解水素への転換を目指す動きが多く見られる。大規模水素需要家として期待されているのは石油精製や化学産業である。しかしながら、これらの業種では水素は大規模集中的に製造または調達されているため安価であり、現状では水電解水素が競合することは難しい。したがって、本ロードマップでは、まずは、水素の調達に輸送コストがかかることで高価格な水素を利用している分散型の中小規模産業 (ガラス、食品、金属、電気電子等) を “Early adopter” の対象とする。

対象となるこれらの業種における年間水素需要量は 20 万トン (≒22 億 Nm³:1GW の水素発電の消費量に相当) と限定的ではあるものの、水素供給側の水電解の市場創出を図るためには有効な規模である。同時に、本ロードマップでは、水電解装置のコスト削減や効率改善に向けた研究開発や技術実証に対する補助制度等の支援強化により水電解技術の早期成熟化を促すことで、将来的な PtG の導入のための礎とする戦略が窺える。なお、この水電解市場創成期においては、水電解への投入電力を必ずしも再生可能エネルギーに限定していない点は、原子力等によって電源の低炭素化が進んでいるフランスならではの特徴である。

わが国の戦略では、水素の初期需要として燃料電池自動車や水素発電を目標とし、供給は輸入水素を先行させる考えをとっており、フランスとは事情が異なる。しかしながら、将来的な PtG の導入を目標としている点は同じである。水電解の市場創出・拡大と技術開発を連動させているフランスの戦略は参考になるかもしれない。

(電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング：停滞する新規 LNG（液化）基地への投資決定

2020 年にかけて 6,000 万トンから 7,000 万トンもの LNG 生産（液化）能力の増強が予定されている米国であるが、それ以降の新規液化案件に対する最終投資決定（FID）は、ここまで続いている LNG 需給緩和等のため停滞している。米国において今後の FID が期待されている案件としては、ExxonMobil とカタールの QP が合弁で進める LNG 輸出プロジェクト Golden Pass（年間液化能力 1,560 万トン）や、上流権益やパイプラインなど各バリューチェーンに対する投資をパッケージにした「Equity model」を提供する Tellurian の Driftwood LNG（同 2,600 万トン）などといった有力案件が数多く存在するも、今年に入ってから、まだ Cheniere による Corpus Christi プロジェクトの第 3 トレイン（同 450 万トン）のみしか FID がなされていない。

世界的な LNG 市場の拡大や原油価格の回復、国内の天然ガス生産の増加など、米国内での液化案件への投資環境は好転しているように見える一方、以下のような要因が新規液化案件に対する FID の制約となっている模様である。まず、米国内のパイプライン輸送能力の問題が挙げられる。現在、天然ガスの生産が急速に伸びているテキサス州西部の Permian Basin からメキシコ湾岸の液化基地までのガスパイプラインの輸送能力不足が深刻な問題となっており、井戸元の生産だけでみれば、新規の液化装置に供給するだけの十分な供給が可能であるにもかかわらず、肝心の液化装置が存在する地点で原料となるガスが確保できるかどうか不透明な状態となっている。こうした問題を解消すべく、新たなパイプラインの建設も計画されているものの、今後こうしたパイプライン輸送能力不足によってガス供給不足が起これば、LNG 用の原料ガス価格が上昇する可能性もあり、FID に際しての懸念材料の一つとなっている。

もうひとつの理由が、現在立ち上がりつつある液化案件が既存の受入基地を液化基地に転用したものが多かったのに対し、今後の新規案件は、「完全な新設案件」が多くなっていくという点である。既存基地の転用に比べて、新規案件に対する投資額も必然的に大きくなるため、伝統的な液化案件同様、安定的な販売先を確保するための長期契約が必要となること、近年 LNG 輸入国の数自体は飛躍的に増加したものの、そうした長期契約を締結するに当たり、十分な信用力のある買主の数は依然として限られていることが、新規案件の投資決定の足かせとなっている。

このほか、米中の「貿易戦争」も液化案件の投資環境に暗い影を落としている。トランプ政権の課した鉄鋼製品に対する関税によって液化装置の建設に要する鋼材価格が値上がりし、投資費用の再計算が必要となっている。また中国が米国産 LNG 輸入に対する関税引き上げの可能性を示したことで、今後の中国向けの輸出可能性が不透明になっていることも、新規案件の販売先確保にとっては不確定要因となっている。

今後の安定的な LNG 需給バランスを中長期的に維持するには米国の LNG 案件への新規投資が不可欠である。上記の制約要因が早期に解決され、新規の投資決定がなされていくことが大いに期待される。

(化石エネルギー・国際協力ユニット ガスグループマネージャー 小林 良和)

7. EU ウォッチング : イベリア半島のエネルギー統合

7 月 27 日、フランス、スペイン、ポルトガルと欧州委員会の首脳がリスボンに参集して第 2 回エネルギー相互接続サミットを開催、リスボン宣言が調印された。同宣言は、EU による「エネルギー同盟」の枠組みの中において、関係国による地域協力を強化し、イベリア半島を EU 域内エネルギー市場とうまく統合することを目的としている。今回のリスボン宣言は、この統合プロセスの開始の端緒となる、2015 年 3 月のマドリード宣言に基づくものである。

欧州理事会は、2014 年 10 月に「気候変動とエネルギーに関する 2030 年枠組み」に合意し、目標の一つとして、EU 域内について「2030 年までに電力相互接続を 15% とすることを目指して、既存の相互接続目標 (2020 年までに 10%) を達成することで、域内エネルギー市場の完成を支援する」ことを掲げている。これは、国内発電所が供給する電気の少なくとも 10% を周辺国へ送る送電線を加盟国は保有しなければならないことを意味する。欧州委員会が 2017 年 11 月に公表した「欧州エネルギーネットワーク強化に関する政策文書」では、すでに 17 の加盟国は 2020 年の目標を達成し、7 以上の加盟国は目標達成が見込まれると報告されていた。しかし、同時に、特にイベリア半島 (西葡、仏西間の相互接続) の統合に向けた追加的な努力が必要と指摘されていた。

統合された域内エネルギー市場の創設に向けて、欧州委員会は「共通利益プロジェクト (PCIs)」のリストを採択しており、2017 年 11 月に 173 プロジェクトを含む第 3 版リストが公表された。同リストには西ヨーロッパにおける南北相互接続 (電力、ガス) が含まれ、イベリア半島におけるインフラ建設も対象となっている。今回のリスボン宣言調印に合わせて、フランス、スペイン、ポルトガルは、ビスケー湾における仏西を結ぶ海底送電線 (280km) を建設するための協定書 (grant agreement) に調印した。PCIs に選定されると Connecting Europe Facility (CEF) から資金援助を受けることができるが、同プロジェクトは総額 5.78 億ユーロと、CEF の資金拠出の中で過去最高規模となる予定である。当該送電線によって、2025 年までに仏西間の送電容量は 2 倍となり、スペインの相互接続率を 2030 年の目標に近づけることが期待されている。

なお、ガスの相互接続としては、仏西間ならびに西葡間のパイプライン建設が PCIs に認定されている。しかし、欧州委員会が実施した調査では、欧州諸国がすでに多くの LNG 基地を保有し、かつ基地がフル稼働していない状況に鑑み、仏西間のパイプライン建設は経済的に見て実現可能性がないことが明らかになっている。欧州そして当該地域の将来のガス需要の見通しにも左右されるものの、マクロン仏大統領は、パイプライン建設に慎重な姿勢を示しており、今後が注目される。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 1 グループ 研究員 下郡 けい)

8. 中国ウォッチング：泥沼化の様相を強める米中貿易戦争

7月6日に勃発した米中貿易戦争は、8月に入ってから泥沼化の様相を強めている。2か月以上も中断した通商協議が再開された一方で関税合戦が拡大したからである。

8月16日、中国商務部は通商協議の再開について異例の声明を出した。その中で、①協議再開は米国側からの要請に中国側が応じるもの、②中国・王受文商務次官と米国・マルパス財務次官による次官級協議、③中国は一貫して、「一国主義と保護貿易主義に反対し、如何なる一方的な貿易制限措置も受け入れない」「対等、平等、誠実と信用との基礎に立ち、対話と意思疎通を行うことを歓迎する」、と明記した。

貿易摩擦は米中両国に悪影響を与えている。例えば、中国では8月20日時点の株価が昨年末比で約18%下落し、人民元の対米ドル相場も5%ほど下がった。米国では7月の農産物輸出価格が前月比5.3%下落した。我慢比べの中、中国国家発展改革委員会は、貿易摩擦の影響がコントロール可能で、インフラ投資の拡大などによる内需拡大を図り、安定成長を維持できると説明している。声明は、先に弱音を吐いたのは貿易戦争を挑んできた米国だと暗に示唆した。また、今回はこれまで3回もあった閣僚級協議ではなく、政治的よりも事務的交渉であることも示唆した。一方、トランプ大統領は20日のロイターとのインタビューで、協議に「多くは期待していない」と語った。協議は22~23日ワシントンで行われたが、中国の専門家は成果よりも協議再開と継続を確認した意味が大きい、と概ね前向きに評価している。

一方、通商協議を実施中の8月23日、両国が160億ドル分の相手国製品に25%の追加関税を発動し、貿易戦争がついに第2段階に突入した。第1段階、340億ドル分と合わせると、追加関税の対象額は500億ドルに上った。米国側統計によると、これは、2017年における中国の米国向け輸出額の約10%、米国の中国向け輸出額の約38%に相当する。さらに、米国は9月にも2,000億ドル分の中国製品に25%の関税を上乗せする方針で、中国は600億ドル分の米国製品に5~25%の追加関税を賦課する構えを見せている。中国のスタンスとしては、貿易戦争を恐れるのではなく、協議にも関税合戦にも付き合う姿勢を貫いている。

エネルギーは、現時点では米中貿易戦争の直接対象になっていない。米国産原油は当初、中国が発動する第2段階、160億ドル分の報復対象に含まれていたが、8月8日発表の確定最終リストから外された。その代わりに、雇用波及効果の大きい自動車関連品目が追加された。一方、米国産LNGは、中国が発動する第3段階の25%追加関税のリストに含まれている。世界市場への米国LNG輸出の拡大を重視するトランプ大統領に一矢報いる意図が込められている。発動されれば、米国LNGの対中輸出は大幅に減少するだろう。同時に、米国で輸入事業を手掛けている中国国有石油大手CNPCも損害を被るが、背に腹は代えられない国益優先の選択であろう。一方、米国LNGの代わりに、中国がどこからLNG・ガスの輸入拡大を図るかも注目される。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院 教授 李志東)

9. 中東ウォッチング：米国との対立が深まるトルコとイラン

トルコと米国の関係悪化が顕著である。2016 年のクーデター未遂事件への関与を疑われている米国人牧師の釈放をエルドアン大統領が拒否したことを受け、今般、トランプ政権は、トルコ政府の閣僚 2 人に対して制裁を科した。続いて、米国はトルコの鉄鋼製品などに対する関税率の大幅引上げを行い、トルコも米国製品の関税引上げで対抗した。強気の両大統領だが、対立激化を受けて年初来弱含みであったトルコ通貨リラが急落しており、特にトルコが受ける経済的ダメージは大きい。その後、カタールがトルコに 150 億ドル規模の資金供与を約束したことでリラ安は一段落したが、先行きは不透明である。また、ロシア製 S-400 地对空ミサイル導入をめぐる米議会がトランプ政権に再考を求めている F-35A 戦闘機の引渡しが、差し止められたこともエルドアン大統領を怒らせている。

米国は、イランの自動車産業との取引などに対する制裁を再発動した。これでイランの通貨リアルは暴落に拍車がかかり、インフレの加速が懸念されている。国内各地では住民デモが断続的に発生している。当局は、機会に乗じて暴利を得ている一部業者を取締まることでデモの鎮静化を図っているが、その効果は限定的である。一方、核合意を維持したい EU は、対イラン支援として 1800 万ユーロの資金供与を決めたが、イラン側は EU の対応が不十分であると不満を露わにしている。

イランと前提条件なしで対話する用意があると表明したトランプ大統領だが、一方で、サウジアラビアや UAE とともにイランに対抗する「アラブ版 NATO」構想を進め、対イラン圧力強化に向けて「イラン行動グループ」を国務省に設置した。「対話表明」の真意は不明である。交渉を志向するロウハーニ大統領は、まず米国に核合意に復帰するよう諭しているが、対米不信が根強いハーメネイ最高指導者は、「米国とは戦争も交渉もしない」としており、イランが対話に応じる気配はない。

サウジアラビアの対外政策にも混乱が見られる。サルマーン国王は、東エルサレムをパレスチナ国家の首都として中東和平案に盛り込むようトランプ政権に要求しているが、これはトランプ政権がエルサレム全体をイスラエルの首都と認めたことに異論を挟まなかったムハンマド皇太子 (MbS) の外交路線と異なる。また、サウジ人女性人権活動家の逮捕をめぐる内政干渉を理由にカナダ大使を国外追放に処し、対カナダ経済制裁を発動するに至った。サウジアラムコ社の株式公開の実現性が疑問視される中、ファーリフ・エネルギー相は上場中止に関する報道を即座に否定した。一方、サウジ軍は、激戦の続くイエメンのホデイダ近郊での児童スクールバスに対する空爆によってだけでなく、多数の婦女子を爆殺したことで批判を浴びている。

シリア人科学者が国内で車載爆弾によって殺害され、事件の手口からイスラエルの関与が疑われている。選挙結果の再集計が終わり、新政権の連立協議を進めているイラクは、イランと国境貿易を続けているため、米国の制裁復活で板挟みに遭っている。

(中東研究センター長・非常勤理事、慶応義塾大学大学院 教授 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング : 欧米の経済制裁とプーチン支持率

8月8日、米務省は英国国民の Skripal 父娘の暗殺未遂事件にロシアが神経剤 Novichok を用いたとして、同国に対し追加経済制裁を科すと明らかにした。生物化学兵器の使用を禁じた米国法 (CBW Act) に基づき、早ければ同月 22 日にも米国の安全保障に関わる物品や技術の輸出を禁止する制裁が発動される見込みである。7月の米露首脳会談においてトランプ大統領がロシアに対して宥和的な態度をとったが、米国議会では、共和党などからも含め複数の対ロシア経済制裁強化法案が提出されるなど対ロ強硬姿勢が高まっており、11月にも追加制裁が講じられる可能性がでてきた。

露 Kommersant は、上記の法案の一つ、The Defending American Security from Kremlin Aggression Act (DASKAA) は、米国がロシアからの低濃縮ウラン輸入について 2031 年にかけて段階的削減を求める可能性があると報じた。核軍縮ならびに核兵器の拡散防止のため、米ロ政府は 1993 年に「高濃縮ウラン購入協定」を締結し、1995 年以降、「Megatons to Megawatts Program」(旧ソ連の核兵器解体によって生じた低濃縮ウランを米国が引き取り発電に利用する) が実施されてきた。2014 年の同プログラム終了後も、段階的に数量を削減しつつも輸入は継続されてきた。DASKAA が成立すれば、ロシアの総合原子力企業 Rosatom の低濃縮ウラン輸出収入の約 4 割 (7 億米ドル、2017 年現在) を占める米国向け輸出が失われる可能性が出てきた。この他、エネルギー・金融制裁の厳格化や輸出パイプラインへの制裁義務付けを含む法案も提出されており、審議の行方が注目される。

7月5日、EU 理事会は 7 月末で期限を迎える対ロシア分野別経済制裁を 6 ヶ月間延長した。これは既存制裁の延長であって、欧州では制裁強化に関する動きは特段見られない。8月14日には、ロシアの事業コンソーシアム Nord Stream 2 AG がロシア政府から Nord Stream 2 ガスパイプライン建設に関する全ての認可を取得したと発表。既に、ドイツ、フィンランド、スウェーデンが全ての建設認可を付与済みで、現在認可手続き中のデンマークを残すのみとなった。18日には、露プーチン大統領と独メルケル首相がドイツで会談し、シリア、ウクライナ、Nord Stream 2 等について協議した。米国が批判した Nord Stream 2 について、プーチン大統領は「あくまで商業的な事業である」と従来からの主張を繰り返す一方、「ウクライナ経由のガス輸送は経済性を有する可能性がある」と認めた。メルケル首相も欧州への天然ガスルートとしてのウクライナの位置づけを改めて強調し、ロシアとウクライナによる対話を促した。

ロシア国内では、政府が年金受給開始年齢の引き上げを柱とする年金改革法案を提出して以降、プーチン大統領及びメドヴェージェフ内閣への支持率が顕著に下落し、不支持率も上昇している。「全ロシア世論調査センター」調査によれば、「プーチン大統領の活動を支持する」と回答した人は就任直後の 80% から 63% へと下落、「支持しない」は 12% から 26% へと上昇した。米露関係の改善がさらに遠のく中、国内外で難しい舵取りを迫られているロシア政府の動静を引き続き注視したい。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループ 主任研究員 栗田 抄苗)